

## 令和5年 第7回農業委員会議事録

令和5年7月25日午後3時00分に第7回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

14 番 (笹原 光政) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

議第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第23号 非農地証明について

議第24号 尾花沢市農用地利用集積計画について

## 令和5年 第7回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第7回通常総会を7月25日（火）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局長）

ご着席ください。14番 笹原光政委員より欠席する旨、連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、新委員となり本日の総会に出席いただきありがとうございます。梅雨明けしてから毎日暑い日が続いておりまして、特産のすいかも新聞によりますといつもの3割高ということで、すいか農家の方は大変喜んでおられますけれども、この暑さで田んぼにはいもち病なんかが結構見受けられるとの情報が入っております。自分の田んぼを見に行った際には、いもち病が発生していないかどうか十分確認して、農作業をしていただくようお願いいたします。

（事務局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

(議 長)

これより令和5年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番 沼澤克己委員、4番 五十嵐純一委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をもって報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、議第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権移転の案件は1頁です。案件は4件です。申請の土地、申請人、内容については記載のとおりです。

申請事由ですが、No.1と2の申請事由は市外に転出済みで農業廃止のため、No.3は耕作不便のため、No.4は相手方の要望です。このうちNo.1と2は耕作地を持たない非農業者への移転で、それぞれ許可された場合は自家用野菜を作る計画とのことです。

次に、賃貸借権の設定について2頁です。No.5、6は渡人の高齢化による経営縮小意向によるものです。

No.1からNo.6は不許可要件である、農地法第3条第2項第1号の権利取得をした農地を全部効率的に利用しなければならない要件、第2号の農地所有適格法人以外の所有権取得ではないことの要件、第3号の信託の引き受けではないことの要件、第4号の受け人や世帯員が必要な農作業に従事しなければならない要件、第6号の転貸や質入れの禁止する要件、第7号の受け人が権利取得後に行う耕作内容、農地の位置や規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことの地域農業との調和要件、の各号には申請書類上該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議をよろしく申し上げます。

(議長)

只今、事務局より報告がありました、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第23号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第6班主任、後藤一彦委員の報告・説明を求めます。

(10番 後藤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第24号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第24号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書11頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借1件、転貸7件、所有権移転1件です。申請地は、農振農用地区域内の土地の面積が576a、その他の面積が92aで、計画面積の合計が669aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手1名、受け手1名、転貸が出し手8名、受け手7名、所有権移転が出し手1名、受け手1名です。合計は出し手が10名、受け手が9名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が1件で37a、6年から9年が5件で864a、10年以上が3件で140aです。転貸はすべて10年以上の設定で512aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

12頁からは、個別状況になります。このうち12頁から16頁は利用権設定で、17頁は所有権移転分になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和5年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時16分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年7月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_